



CPRC

COMPETITION POLICY RESEARCH CENTER
Fair Trade Commission of Japan

中国独占禁止法の執行体制と施行状況

公正取引委員会競争政策研究センター
公開セミナー講演（2008年10月10日）

名古屋大学大学院国際開発研究科
川島 富士雄
fkawa@gsid.nagoya-u.ac.jp

本日の構成

1. はじめに
2. 中国独禁法の概要
3. 中国独禁法の執行体制
 - 3.1 三機関による執行分担体制
 - 3.2 独占禁止委員会
 - 3.3 人民法院
4. これまでの施行状況
 - 4.1 実施規則の制定・起草状況
 - 4.2 違反行為の申告、事業者集中届出、私訴等
 - 4.3 施行直後の動向の分析と示唆

2. 中国独禁法の概要

第2章 独占協定

水平協定：価格・数量制限カルテル等（13条）

→ 協定、決定またはその他の共同行為

垂直協定：再販売価格固定、最低価格限定等（14条）

事業者団体による独占協定組織も禁止（16条）

（適用除外）

技術革新、コスト削減、エネルギー節約、不況時の過剰生産緩和、対外貿易上等の正当な利益保障等（15条）

→ 適用除外申請手続なし、事後的に事業者が立証。

2. 中国独禁法の概要

第3章 市場支配的地位の濫用

(市場支配的地位の認定)

定義：価格などをコントロールし、または他の事業者の関連市場への参入を阻害し、若しくはそれに影響を与え得る地位(17条2項)

考慮要因：市場シェア、販売市場等のコントロール能力、他の事業者の依存度等(18条)

推定基準：1社で1/2、2社で2/3、3社で3/4、10%未満推定なし→ 事業者は反証可能(19条)

2. 中国独禁法の概要

第3章 市場支配的地位の濫用

濫用類型(17条)→競争の排除または制限(6条)

- ①不公正な高価格販売または不公正な低価格購入
- ②コスト割れ販売
- ③取引拒絶
- ④排他的取引
- ⑤抱き合わせ販売または不合理取引条件の附加
- ⑥価格等取引条件の差別待遇
- ⑦その他国務院独占禁止執行機関が認定するその他の市場支配的地位の濫用

2. 中国独禁法の概要

第4章 事業者集中

- ①合併、株式取得、契約等による支配権等の取得
- ②事前届出制
- ③二段階審査手続 初期審査：届出から30日以内
重点審査：その後90日以内
- ④競争排除・制限効果、またはおそれ時、禁止。
- ⑤事業者が競争上むしろ有利または社会公共利益に合致することを証明すれば不禁止も可。
- ⑥反競争効果除去のための条件附加も可能。
- ⑦外資+域内M&Aは別途国家安全審査(後述)。

2. 中国独禁法の概要

第4章 事業者集中

(8月3日 国務院事業者集中届出基準規定)

- ①昨年度、全世界売上合計100億中国元超、かつ双方とも中国域内売上4億元超、または、
- ②昨年度、中国域内売上合計が20億元超、かつ双方とも中国域内売上で4億元超。
- ③上記を満たさない場合も、収集事実・証拠が当該集中が競争排除・制限効果を具備又はそのおそれがあることを示す場合、商務部は調査開始。

(3月27日付意見募集案からの変更点)

90→100、17→20、3→4へ引上げ、25%基準の削除

2. 中国独禁法の概要

第5章 行政権力濫用による競争制限

- ①購入先指定等(32条)
- ②商品の地域間自由流通の妨害(33条)
- ③差別的品質要求などによる地域外事業者の入札への参加からの排除・制限(34条)
- ④不平等待遇等による地域外事業者の投資・支店設立の排除・制限(35条)
- ⑤本法の規定する独占行為の強制(36条)
- ⑥競争制限的規定の制定(37条)

2. 中国独禁法の概要

第5章 行政権力濫用による競争制限 (執行手段)

抽象的行政行為と具体的行政行為の区別

- ① 具体的行政行為(32～36条): 51条に基づく
上級機関への処理提案権
- ② 抽象的行政行為(37条): 立法法90条2項等
による処理(審査提案可能)

2. 中国独禁法の概要

その他注意を要する規定

- ① 域外適用(2条): 域内市場に競争排除・制限効果をもたらせば適用。
- ② 知的財産権の適用除外(但し濫用の場合を除く)(55条)

参考: 契約法329条「**違法に技術を独占し、技術進歩を妨害し、または他人の技術成果を侵害する技術契約は無効。**」、2004年最高人民法院技術契約紛争司法解釈10条(研究開発制限、不要技術一括ライセンス、不爭条項等)¹⁰

2. 中国独禁法の概要

第7章 違反に対する執行手段

行政上の執行手段

- ①停止命令(46～48条)、資産処分等(48条)
- ②違法所得の没収(没収は義務的)
- ③制裁金(罰款): 前年度売上 の1～10%

制裁金額決定上の裁量(49条): 遵守プログラムの有無も左右しうるか。

リニエンシー(46条2項): 工商立案規則案
→ 第1位申告者100%減免、第2位以下未定

2. 中国独禁法の概要

第7章 違反に対する執行手段

民事責任(50条)

特に執行機関決定がなくても直接人民法院に提訴可能。

民法通則 第134条、**侵害停止**、妨害排除、危険除去、財産返還、原状回復、修理・再建・交換、**損害賠償**、違約金支払、影響除去・名誉回復、謝罪の10種類の民事責任を規定。単独又は複数の責任方式を適用可。

3. 中国独禁法の執行体制

3.1 三機関による執行分担体制

3.2 独占禁止委員会

3.3 人民法院

3.1 複雑な執行権限の分担

独占協定

① 価格カルテル

② 数量制限

③ 市場分割

④ 技術制限

⑤ ボイコット

⑥ 再販売価格維持

⑦ その他

発展
改革
委

支配的地位濫用

① 高価販売等

② コスト割れ販売

③ 取引拒絶

④ 排他的取引

⑤ 抱合せ販売等

⑥ 価格その他取引条件差別待遇

⑦ その他

事業者集中

① 合併

② 株式取得

③ 支配権取得

国際協力

独禁委員会

具体的業務

工 商 総 局

商 務 部

国家工商行政管理総局

担当部署：独占禁止・不正競争防止法執行局

授権：地方工商局への一般的授権の予定なし
沿海部の経験豊富な工商局に限って授権か

従来：地方工商局は商業登記、営業許可、商標登録等末端の経済活動に関し権限、不正競争防止法執行（公用企業による購入先指定、行政権力濫用の地方封鎖等の事例多数）

国家工商行政管理総局

不正競争防止法(独禁関係)執行実績

全国工商局 独禁関係事件	95～06 年合計	2006	2007
公用企業購入 先指定等※	6479	406	309
地方封鎖等 地方保護主義	490	15	4
全国合計	—	753	683

※水道、電力、ガス、郵便、電気通信、交通運輸、保険、銀行、石油、石油化学、タバコ、塩等の独占的業種企業関係事件

国家発展改革委員会

担当部署：価格監督検査司 <http://jjs.ndrc.gov.cn/>

授権：各地方価格監督検査局（物価局・市場価格監管処等）に授権。

従来：国家計画委員会の流れ汲むスーパー官庁。マクロ経済政策、価格政策、産業政策等を担当、今次省庁再編で一部権限縮小。従来から価格法体系を主管、私人通報（報奨金付き）による価格違法行為の取締まりの経験。近年の価格独占案件：消費者物価の上昇に直結しやすい食料品（ビーフン、火鍋出汁、大豆製品、インスタントラーメン、牛乳等）やサービス（洗車、クリーニング、理髪、包装、道路、航空運輸と商業銀行等）、自動車や鉄鋼産業等重点産業にとっての投入物（鉄鋼、チタニウム粉末、蓚酸（染色・鞣革・漂白に使用）、コークス）に集中

商務部

担当部署：独占禁止局 <http://fldj.mofcom.gov.cn/>

授權：地方に授權予定なし。

従来：商務部はWTO交渉や外国投資等を担当、外国投資に対し積極的立場。従来、外資M&A規則を担当、約600件処理 もほとんど通過（例外 カーライルの徐工（集団）工機買収、アルセロール・ミタルの中国東方集団買収）。
関係者意見の聴取例、SEB・蘇泊爾買収。

附：国家安全審査

担当機関：省庁間連席会議（新設）

発展改革委、商務部が主宰、多数省庁が列席

主任：王岐山副総理／細則を制定予定

競争政策上の審査とは別建ての審査。

国有資産監督委2006年12月指定「電力、石油、石油化学、通信、石炭、航空、水運、軍事は、国有企業が絶対的な支配力を維持」、2007年発展改革委マクロ研究院「上記7＋金融、文化、重大装置製造、自動車、電子情報、建築、鉄鋼、非鉄金属、化学工業、探査設計」
2006年外国M&A規則第12条「国家経済安全に影響、著名商標・老舗商号の移転」

3.2 独占禁止委員会

主要職責(第9条)

独占禁止業務の組織、協調、指導を担当。

- (1)関係競争政策を研究擬定すること、
- (2)市場全体の競争状況の調査または評価を組織し、評価報告を發布すること、
- (3)独占禁止指南を制定、發布すること、
- (4)独占禁止行政執行業務を調整すること、
- (5)国務院の規定するその他の職責。

構成と作業規則は国務院が規定。

3.2 独占禁止委員会

専門家諮問
グループ

主任：王岐山副総理

弁公室
(=商務部独禁局)

工商総局

発展改革委

商務部

国务院法制室

国有資産委

工業・情報化部

財政部

監察部

運輸交通部

銀行監督委

証券監督委

保険監督委

知的財産権局

電力監督委

3.2 独占禁止委員会

第1回会議(9月上旬開催)

(作業規則)

構成、会議制度、作業制度及び作業手続を規定。全体、主任および專題の各会議を招集し職責履行、**構成単位と関係部門の法に基づく行政に替わるものでない**こと明確化。

(関係部門に主要任務を指示)

- 1) 独占禁止法**実施規章の制定**
- 2) 市場全体競争状況の評価報告大綱の組織起草
- 3) **業界分類と評価基準の研究起草**
- 4) 各業界の**市場集中状況を反映したDBの研究構築**
- 5) 独占禁止法宣伝と学習育成の展開等

3.3 人民法院

(管轄法院・管轄法廷)

7月28日付独禁法学習徹底に関する通知「知財審理法廷が担当」(技術契約無効、不正競争防止法独禁関係事件受理経験あり)

9月6日最高人民法院知財廷責任者「(行政を通さず)直接受理可能」

現在、最高人民法院は管轄、原告適格等に関する司法解釈発出を検討中。



3.3 人民法院

司法解釈の検討項目

- ①専属管轄の可否
- ②原告適格の画定 Cf.「消費者も可」発言
- ③差止命令等の適用如何、損害賠償計算方法
- ④独占禁止法未列挙独占行為の認定の可否
- ⑤独禁法行政執行・民事訴訟インターフェース
認定事実と行為性質決定の取扱い
- ⑥挙証責任の分配
- ⑦知的財産権保護と独占禁止の境界区分

4. これまでの施行状況

4.1 実施規則の制定・起草状況

4.2 違反行為の申告、事業者集中届出、
私訴等

4.3 施行直後の動向の分析と示唆

国家工商管理総局

- ①第2章規則(13条6項および14条3項のその他規定の含め例示程度か)
- ②第3章規則(17条3～7項の例示程度か)
- ③第5章規則(例示程度か)
- ④立案規則(含 リニエンシー 第1位100%課徴金免除、以下は不明)
→ 9月末独禁委員会に提出予定、しかし発展改革委との調整で制定ずれ込みか。

国家発展改革委員会

8月1日時点で価格独占禁止規定起草作業が終了。

①独占協定 詳細な規定を置き、価格カルテル、再販売価格固定および再販売価格下限設定の3つの価格独占協定の表現形式を列挙。

②市場支配的地位

独占価格：高価格販売と低価格購入を区別して数量基準を導入。

コスト割れ販売：発展改革委「低価格ダンピングの制止に関する規定」

価格差別：事業者が同じ商品を提供するとき、条件が同じ取引相手に対し異なる取引価格を実行し、または別の形で実行すること。但し、法に従い関係する取引相手に対し価格優遇を行う場合を除く。

③行政の権力濫用による競争の排除・制限

独占禁止法、価格法および国務院関係費用徴収ファイルを結合、二種の状況に分け規定。定価権のある行政機関が権力濫用し価格競争を排除・制限、定価権のない行政機関が権限ゆ越し価格競争を排除・制限

④リニエンシー：事業者報告の時間の早さと提供した証拠の重要度によって課徴金が免除・軽減される状況を分類規定。

商務部

- ・届出基準規定3条2項：銀行、保険、証券、先物等の営業額計算に関し実際の状況に応じ具体的方法を起草、関係部門と調整中。
- ・原案には盛り込まれていたが届出基準規定から落ちた手続的規定等（他事業者支配権の定義、届出義務者、事前相談制度等）のみの規則。
→ 市場画定方法を含め実体的審査基準は個別案件毎に一步一步完備する可能性大。委員会指示による業界画定基準研究、市場集中度DB作成を通じ市場画定手法を研究か。

4.1 実施規則の制定・起草状況(まとめ)

- ①実施規則の起草制定の遅延は権限配分確定のずれ込みと人材不足の結果。
- ②一部、9月末頃委員会提出の見込みも、省庁間調整で制定まで時間がかかるおそれ。
- ③行為類型を明確化する例示や手続規定のみで、実体的基準は先送り、個別案件処理、経験蓄積を待つ必要。特に、知的財産権濫用、流通取引慣行、国際貿易等当初予定になし。
- ④工商総局・発展改革委リニエンシー活用に期待、施行規則に免除率等明記予定。

4.2.1 違反行為の申告

① マイクロソフトに対する申告(7/31)

北京中銀律師事務所の董正偉弁護士が三執行機関に対し「公民財産權益の保護を請求する建議申請書」を提出、MSに対し独禁調査開始と10億米ドルの制裁金賦課を提案。MSが第18条、第19条に基づいて市場支配的地位を有し、主に第17条第1項第1号(不公正に高い価格で商品を販売等)、第5号(抱き合わせ販売等)、第6号(価格等差別待遇)の3つに該当すると主張。

4.2.1 違反行為の申告

8月21日、発展改革委価格監督検査司が受理。工商総局は抱合せ販売等について未立案。
→ MSのような難しい案件は執行機関の間で競って担当しない模様。価格カルテル等はリニエンスープログラムが軌道に乗れば比較的容易に処理できるため、そうした案件で経験を積んだ後、市場支配的地位の濫用等難しい案件に取り組む模様。
(関連市場)ウィンドウズがOS市場で、オフィスが応用ソフト市場でそれぞれ70%。

4.2.1 違反行為の申告

②その他の申告

対MS申告と同日、董弁護士が国内商業銀行高額な手数料、石油・電力価格、燃料サーチャージ、電信月額レンタル料・基本通話料、鉄道払戻・補助切符手数料について三執行機関に対し申告。

8月21日、発展改革委価格検査司より受理の連絡（但し正式立案を意味しない）。

4.2.1 違反行為の申告

③中国ハイテク分野独占状況調査報告08年版
www.chinalabs.com

MS(OSおよび応用ソフト)、インテル(CPU)、IBM(ITサービス)、ソニー(デジタルカメラ)、中国電信、中国移动(通信)等を名指しし独占度が高いと指摘。

同報告の作成には20名程の専門家および学者が参加。今回は初期調査、今後法律的な研究を進める予定。

4.2.2 事業者集中の届出

①コカコーラによる匯源果汁買収計画(9/3)
コカコーラ100%子会社が179.2億香港元＝
24億ドルで全株式を買収合意。9月19日、コカ
コーラ中国副総裁李小筠「すでに届出済み、但
し届出手続の完了にはまだ時間要す」。

(焦点としての関連市場の画定)

コカコーラ「買収後、シェア20%程度」

ACニールセンの調査(08年上半期)

100%ジュース市場43.8%

中濃度フルーツ・野菜ジュース市場42.4%

コカコーラによる匯源果汁買収計画



コカコーラによる匯源果汁買収計画

関連市場はジュース全体↓？

高濃度ジュース市場・中濃度
ジュース市場→？



コカコーラによる匯源果汁買収計画

①コカコーラによる匯源果汁買収計画(9/3)

ネット投票等では本計画に対する反対意見が80%以上、中国の有名商標を守れとの愛国的意見以外にも競争者も独占にいたると反対。

商務部スポークスマン「市場経済原則に基づいて審査」(9/11)

SEB蘇泊爾買収事件(2006年8月以降)で用いられた非公開の公聴会を開催との報道も。

4.2.2 事業者集中の届出

②BHPビリトン・リオティント買収計画

早くに届出との報道も、正式には未届出扱いとされ事前相談が継続か。他に豪、欧州(11月11日決定予定)、公取委(提出命令)等も関心。
※ 豪当局10月1日不禁止決定「3大供給者の2社集中も鉄鉱石市場への代替的供給の可能性があり、需給コントロールのインセンティブを殺ぐ」→中国も一層慎重な判断を要す。
※重点審査なら商務部による国際的調査協力の最初の事例になる可能性も。

4.2.3 人民法院に対する私訴

① 国家品質検査総局に対する行政訴訟(8/1)

北京兆信信息技術有限公司等品質管理サービス企業が国家品質検査監理総局を北京市第一中級人民法院に提訴。総局の傘下企業である中国産品品質電子監督管理網(商品認証システム)の利用強制が独占禁止法上の行政独占に該当すると主張。他の同種企業も同様の提訴。しかし、同法院は時効を理由に9月4日却下。原告控訴。本件代理人周澤弁護士は10月7日、独禁委員会に直接訴え。

4.2.3 人民法院に対する私訴

②浙江省余姚市政府行政独占訴訟(8/1)

名邦税理士事務所と陽明税理士事務所は同市において競争関係。2007年11月、陽明事務所が同市行政サービスセンター内に業務窓口を設立。当該センターは同市政府が設立した審査許可業務を担当する派出機構。陽明事務所の業務窓口は工商局窓口と品質管理局窓口の中間に位置。名邦に対し競争上不利な待遇を与えるものとして行政訴訟。人民法院が立案、9月24日開廷予定も16日和解成立。

4.2.3 人民法院に対する私訴

③中国网通(集团)有限公司北京市分公司差別対価事件(8/1)

李方平氏(北京瑞風法律事務所弁護士)が北京市戸籍がない(「北京新市民」)との理由で被告(国有大型企業)から後払い電話サービスおよび付属優遇サービスを受けることができないことは独禁法第17条第6項の差別対価に該当と主張、同法第50条(民事責任)に基づき北京市朝陽区人民法院に提訴。9月16日、同区人民法院が立案決定。「民間独占禁止第1事件」。

4.2.3 人民法院に対する私訴

③中国网通(集团)有限公司差別対価事件
李氏は、差別待遇を実施する約款条項とその業務が違法であることの確認、「親情1+」サービスの提供、および1元の賠償を請求。
同氏は賠償目的でなく、独占企業の営業方針に影響を与えようとする公益訴訟と表明。「本件で解決しなくても多くの人が続く」。

→学者は「网通差別は競争に関係ない」と疑問を提起。

4.2.3 人民法院に対する私訴

④ 重慶市保険業協会保険料カルテル事件(8/1)

自動車オーナーの劉方栄氏が重慶保険協会に対し損失1元の賠償金の支払と訴訟費用および証拠保全費1000元の負担を要求。当日、重慶渝中区人民法院は事件受理を通知。

「重慶の周辺よりも保険料が高い。これは重慶市保険業協会が『重慶市自動車両保険業市場指導費率』を制定し、保険料市場価格を独占し、自由競争を制限(13条)した結果」と主張。

4.2.3 人民法院に対する私訴

- ⑤中国建設銀行重慶支店取引拒絶事件(9/8)
重慶西部破産清算公司(原告)、9月1日、4.9
万元の現金小切手を振り出し、従業員肖さん
に建設銀行南坪支店に赴かせ当該小切手を
呈示。11万元の残高にも係わらず同行は原告
の口座管理費不払いを理由にこれを拒絶。
原告は現金支払の拒絶、口座管理費手續費
の徴収、差別待遇が違法であることの確認と
100元の経済損失の賠償を請求し同行を提訴。
同日、重慶市第5中級人民法院が正式受理。

4.2.3 人民法院に対する私訴

⑤中国建設銀行重慶支店取引拒絶事件(9/8)

原告は預金50万元未満法人顧客のみが徴収される口座管理費は不合理として不払い。同社代理人の重慶俊傑律師事務所邱光耀弁護士は、独占禁止法17条の「正当な理由なく、取引相手との取引を拒絶すること」、「取引時にその他不合理的取引条件を附加すること」、「取引条件において差別待遇を与えること」といった禁止行為に該当と主張。

4.3 施行直後の動向の分析と示唆

4.3.1 三機関分担体制の調整の必要性

①市場画定のズレ等実体基準のズレ

②価格・非価格行為の複合事件での合わせ技
一本処理の困難化(例 オートガラス東日本、
北海道新聞事件等)

Cf.外貿大・黄勇教授提案(人民日報):情報交換、統一チーム調査、委員会調整の重要性等
→ 長期的には価格独占行為の執行権限を工商総局に統合し、さらに商務部独占禁止局と統合、執行機関の一本化が望ましい。

4.3 施行直後の動向の分析と示唆

4.3.2 弁護士らの積極的法活用

政府機関関係、国有企業、民間の種類を問わず支配的地位企業に対し、一般消費者や競争企業の不満が鬱積、それに応え中国の弁護士が独禁法を積極的に活用、一躍脚光を浴びようとの姿勢。

→ 今後も内外問わず支配的地位企業が様々な形で申告や訴訟のターゲットとされるおそれ。三執行機関＋第4の人民法院ルートを加えた執行全体に対し今後十分に注意を払う必要。

4.3 施行直後の動向の分析と示唆

4.3.3 世論の影響力

コカコーラ・匯源果汁買収計画に関し、当局や学者は「国家安全とは関係なく、競争法の専門的、技術的な見地から冷静に処理すべき」との意見。しかし、中国世論、特にネット上の世論は、愛国主義に傾斜。同買収の発表直後にネット上で行われたアンケートでは9月8日現在で20万人が回答、その約80%が当該買収に反対票。同世論が産業政策志向の発展改革委と結びつけば国家安全審査濫用のおそれも。

4.3 施行直後の動向の分析と示唆

4.3.4 三機関・人民法院の経験・人材の不足

三機関・人民法院とも難しい案件に取り組むには経験・人材不足。短期的には市場支配的地位の濫用や事業者集中規制で積極的規制は予想できず経験値を上げる運用。

他方、発展改革委・工商局が規制経験のある価格カルテルや公用企業等の購買先指定や抱き合わせ販売等に当初執行の重点か。消費者物価抑制が重点政策とされ、発展改革委に厳正執行圧力がかかる現在、価格カルテルや再販売価格維持は主要な規制対象。

4.3 施行直後の動向の分析と示唆

(まとめ) 規制の需要と供給の相乗効果

規制の需要者：中国国民の不満と世論動向

×

規制の供給者：政府内部の論理（政策傾向、
人材経験不足、統廃合圧力故の規制実績作り、
人民法院の積極性）

→ 巻き込まれないようコンプライアンス体制を。

参考文献

- 雨宮慶「中華人民共和国独占禁止法の概要」『NBL』No.870
(2007.12.1)26-33頁
- 川島富士雄「中国独占禁止法2006年草案の選択と今後の課題」『国際開発研究フォーラム』34号、2007、103-122頁
<http://www.gsid.nagoya-u.ac.jp/bpub/research/public/forum/34/07.pdf>
- 熊琳・梶田幸雄『中国のM&A』(日本評論社、2008)
- 曹康泰主編『中華人民共和国反壟断法解読』(中国法制出版社、2007)
- 尚明主編『中華人民共和国反壟断法理解与適用』(法律出版社、2007)
- 時建中主編『反壟断法一法典釈評与学理探源』(中国人民大学出版社、2007)
- 王曉晔『中華人民共和国反壟断法詳解』(知識産権出版社、2008)